

保護者の皆さまへ

守口市立梶小学校
校長 森田 鎮睦

非常変災時(台風や地震等)における児童の登校について【改定版】

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風接近や地震発生時など、非常変災時には児童の安全確保のため、下記のような措置をとっているところですが、令和8年5月29日からの防災気象情報の運用の変更に伴い「台風の接近等に伴う児童生徒の登校等の取扱いについて」を変更しました。

今後とも趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 台風の接近等に伴う児童生徒の登校等の取扱いについて

- (1) 午前7時現在で「守口市」に『暴風警報または、レベル4危険警報またはレベル5特別警報』が発令中の場合は自宅待機してください。
- (2) 午前10時までに上記の警報(『暴風警報』または『レベル4危険警報及びレベル5特別警報』)が解除された場合は、その時点で集団登校をしてください。
- (3) 午前10時以降も上記の警報等が発令中の場合は、休校です。
※レベル3大雨警報やレベル3氾濫警報(旧・洪水警報)が発令されても、原則、休校となりませんのでご注意ください。
※警報等解除後、集団登校するときは、安全を確認してから出発してください。ただし、通学路の冠水・河川の増水など登校が危険なときや、登校が困難な状況にある場合は、安全に配慮して自宅待機等の対応もあります。

2. 地震発生時における児童の登校等について

- (1) 登校以前に守口市域に『震度5弱』以上の地震が発生した場合は、臨時休校です。
- (2) 『震度5弱』未満であっても、被害の状況に応じ自宅待機とします。

3. 非常変災時における児童の下校について

非常変災時における児童の下校方法は、原則、集団下校となっておりますが、『震度5弱以上の地震の発生』や児童だけでの下校に危険が伴う場合、保護者またはそれに準ずる引受人(保護者が指定した大人)に引き渡しを行います。

詳細は、裏面の「緊急時の児童下校対応について(保存版)」を参照ください。

緊急時の児童下校対応について (保存版)

I 緊急時の下校体制について

フェーズ	判断材料	児童	教職員	保護者
①	● 近隣校区に不審者が潜伏している場合	児童	各学年で時刻をそろえて下校	
		教職員	※児童に下校後の自宅待機を指導	※PTA・学校支援地域本部への連絡
		保護者		COCOOメールによる注意喚起・対応周知
②	● 校区内に凶器を持たない不審者が潜伏している場合 ● 近隣校区に凶器を持った不審者が潜伏している場合	児童	全学年で時刻をそろえて下校	
		教職員	※校区内パトロール	※PTA・学校支援地域本部への連絡
		保護者		COCOOメールによる注意喚起・対応周知
③	● 暴風警報が発令された場合 ● 校内に凶器を持った不審者が侵入していることが確実な場合 ● 学校また近隣施設でのガス漏等、学校に滞在することが危険な場合 ● 学校または近隣地域を指定したネット・電話・投書等による脅迫があった場合 ● 災害等で授業継続が不可能な場合	児童	授業を中断して地区別下校 (連絡がつかない児童は学校待機)	
		教職員	※保護者への緊急連絡 ※翌日の登校についての周知文書の配付 ※PTAに下校引率を依頼 ※学校支援地域本部への連絡 ※下校引率 ※連絡のつかない児童の監護	
		保護者		自宅待機(緊急帰宅)
④	● 震度5弱以上の地震が発生した場合 ● 学校火災・不審者被害等の発生により児童の精神的ケアが必要な場合 ● 校区内に凶器を持った不審者が潜伏している場合 ● 校区内の災害規模が大きい場合	児童	学校待機	
		教職員	※保護者への緊急連絡 ※PTA・学校支援地域本部への連絡 ※児童看護 ※翌日の登校についての周知文書の配付 ※引き渡しカードによる下校状況の把握	
		保護者		学校までお迎え(状況によって、引き取り後に避難所へ)

2 保護者への引き渡しについて

本部	○引き渡しカードの搬出 → 児童対応班へ ○児童対応班からの報告を受け、引き渡し状況の全体把握
児童対応班 (担任等)	○引き渡しカードの内容確認 ○保護者等への引き渡し → 連絡先を確認 ○引き渡し状況を名簿にチェックし把握 ○本部への報告
救護班	○負傷児童、救急搬送児童等の保護者への状況説明